

令和2年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

社会保障法

1. AはBと婚姻して長女Cが生まれたが、Bが精神疾患に罹患してCを残して実家に帰ってしまった。そこでAの実兄の長女であるXがCの世話をするためにたびたびACの家を訪れるようになり、CはXになつた。その後XとAの親戚の薦めもあり、XとAは夫婦としての共同生活を始めるようになった。Xが居住する地域ではXとAが姪と叔父の関係にあることは周知のものであって、その状況も受け入れられていた。Xは、税金の控除や出産費用の支給を受けるためXとAが結婚したことについて証明書を町長に請求したところ、これを証明する文書に町長の記名押印を得るなど、XとAとの関係は公的にも認知されていた。XとAは42年間夫婦としての共同生活を送り、この間2人の子どもを出産してそれぞれAから認知された。その後Aが死亡したのでXが遺族厚生年金の支給裁定請求をしたところ、Y（厚生労働大臣）はXとAの関係が民法の禁止する近親婚にあたることから、Xが厚生年金保険法にいう遺族に該当しないとして遺族厚生年金の不支給決定を行った。

この処分の適否について、最高裁判決を踏まえて論じなさい。

【参考】

民法734条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

厚生年金保険法3条2項 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

厚生年金保険法59条1項（抄） 遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母（…）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時（…）その者によつて生計を維持したものとする。

2. 生活保護法における稼働能力活用について論じなさい。

【参考】

生活保護法4条1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。